

定期報告書

令和 年 月 日

青森県知事 殿

本書で報告する農場の名称 または
農場を管理する者の氏名（名称）

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

家畜・家さんの所有者の氏名 または法人名	
家畜・家さんの所有者の住所	郵便番号 ー
家畜・家さんの所有者の連絡先	固定電話番号：
	F A X 番号：
	携帯電話番号：
	電子メールアドレス：
農場管理者（農場の経営主体） の氏名または 法人名及びその代表者名	
農場管理者の住所	郵便番号 ー
農場管理者の連絡先	固定電話番号：
	F A X 番号：
	携帯電話番号：
	電子メールアドレス：
飼養衛生管理者の氏名	
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 ー
飼養衛生管理者の連絡先	固定電話番号：
	F A X 番号：
	携帯電話番号：
	電子メールアドレス：
飼養衛生管理者が管理する 衛生管理区域（農場）の住所 及び畜舎番号等※ある場合のみ	郵便番号 ー

※ 電子メールアドレスはo(オー)と0(ゼロ)、1(エル)と1(イチ)などが判別できるようはっきりと記入し、必要に応じヨミガナをつけてください。

※ 飼養衛生管理者が複数いる場合は、別紙1-2により報告してください。

定期報告の作成と提出のお願い

青 森 県

1 定期報告の目的と利用の範囲

- ・ 全ての家畜の飼養者は、家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、飼養頭数及び衛生管理の状況について、年1回、県に報告しなければなりません。
- ・ 別紙の「定期報告書」の様式に、**令和4年2月1日現在**の飼養頭数及び衛生管理の状況を記載し、提出をお願いします。
- ・ 記載方法についてのお問い合わせは、最寄りの家畜保健衛生所をお願いします。
- ・ また、皆様から報告いただいた内容については、下記のとおり利用しますので、御了承ください。

【利用の範囲】

- ① 家畜の飼養管理指導の参考とします。
- ② 家畜防疫及び畜産振興を目的として、国、市町村、県の畜産担当部署間で情報の共有を行います。（畜産担当部署以外に個人情報提供されることはありません）
- ③ 家畜の飼養頭数等については、市町村ごとに集計を行いますが、集計結果については、農業畜産関係団体に対し、個人の飼養状況が確認できないよう処理した上で、提供する場合があります。
※黒毛和種繁殖農家の氏名、住所、繁殖雌牛の飼養頭数の情報については、県基幹種雄牛の凍結精液を適正に配分するため、供給計画を作成する全国農業協同組合連合会青森県本部に提供します。

2 定期報告書提出期日

令和4年2月25日（金）

3 記載に当たっての注意事項

別紙の「定期報告書の記入方法及び添付書類について」を参照